食品中に残留する農薬等の新しい制度(ポジティブリスト制度)

【新制度への移行前】(平成17年11月29日時点)

農薬、飼料添加物及び動物用医薬品

食品の成分に係る規格 (残留基準)が定められ ているもの

250農薬、33動物用医薬品 等に残留基準を設定



残留基準を超えて農薬等が残留 する食品の販売等を禁止 食品の成分に係る規格(残留基準) が定められていないもの



農薬等が残留していても基本 的に販売禁止等の規制はない

【ポジティブリスト制度への移行後】……平成18年5月29日施行

農薬、飼料添加物及び動物用医薬品

食品の成分に係る規格 (残留基準)が定めら れているもの

(799農薬等)

ポジティブリスト制度の施行までに、現行法第11条 第1項に基づき、農薬取締 法に基づく基準、国際基準、 欧米の基準等を踏まえた基 準を設定



登録等と同時の残留基準設定など残留基準設定の促進



残留基準を超えて農 薬等が残留する食品 等の販売を禁止 食品の成分に係る規格 (残留基準)が定めら れていないもの

人の健康を損なうおそれ のない量として厚生労働 大臣が一定量を告示



一定量

(O. O 1 ppm)を 超えて残留する 食品の販売等を 禁止 厚生労働大臣が 指定する物質 (65農薬等)

人の健康を損な うおそれのない ことが明らかで あるものを告示



ポジティブ リスト制度 の対象外